

公布された規則のあらまし

○佐賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（規則第2号）

- 1 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 省令第18条第1項に規定する図書又は書面は、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる図書及び省令第6条に規定する認定通知書とすることとした。（第2条関係）
- 3 その他所要の事項を定めることとした。
- 4 この規則は、令和4年2月20日から施行することとした。